

問 農業委員会制度の改正点は

答 過半数は認定農業者等であること



横田孝穂議員

【農政問題について】

問 農業委員会制度の改正点は。

村長 本年4月に施行され公職選挙法による選挙制と選任制併用を廃止し、推薦・公募と議会同意に基づく市町村長の任命制に一本化、過半数は認定農業者など、利害関係のない1名以上が義務づけられ、女性や青年の登用促進を図る努力規定と、定数の上限は14名です。

また、委員とは別に「農地最適化推進委員」を新たに設置し、農業委員は推進委員を委嘱し、担い手への農地集積・集約化の手助け、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入者の支援などを農業委員と共におこなう、村の非常勤特別職公務員です。

問

農業委員選出の時期は。

村長

現委員の任期は来年7月19日で、その後になります。

問

村の農業政策は何を基本にしているか。

村長

平成29年度からは、コメの直接支払いと生産数量目標の配分が廃止となり、農業振興に早急な対応が求められ、国が推進する政策に沿った水田のフル活用の推進と、農業の経営安定を基本として進めます。

問

基本的な方針は。

村長

コメを始めソバ・大豆・ミニトマト・ブルーベリー・食用ほおずき等の白馬産農産物のブランド化や、水田をフル活用した産地づくりに取り組み、耕作放棄地解消と、生産性向上・基盤整備の導入・多面的機能支払交付金の積極的活用などブランド化を目指すおいしい米づくりや、産地交付金メニュー作り、ほ場整備・農地保全会への指導等の取り組みをします。

問

農業再生協議会とは何か。

村長

経営所得安定対策を円滑に実施するため、行政と農業団体の連携体制の構築強化と、作物の生産振興やコメ需給調整の推進、地域農業の振興を目的とし、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保を目的とし、27年度は震災復旧に関する支援も加えています。

問

農地維持機能と自然環境を維持継承するための長期計画は。

村長

多面的機能支払交付金「農地水保全」の積極的活用が第一と考えおり、「農地維持支払」という取組みがうたわれている。この交付金に課題はあるが、全村的に広げれば、農地を農地として地域ごとで保全する機運が高まると期待します。

問

ほ場整備率と今後の計画は。

村長

村の耕作面積は約550ha、ほ場整備面積は約3



そばの里 白馬をめざして

【地区要望の実施計画について】

問 要望や陳情等における実施計画と、優先順位のつけ方は。

10haで、ほ場整備率は約56%となり、現在整備事業を要望している北城南部と、新田を中心とする二つの地域で約100haとあり、「農業競争力強化基盤整備事業」の説明会を実施済みで、積極的に取組みます。

村長 昨年から地区懇談会は役場で開催したが、役員が日中勤務先を休まなければならぬ意見もあり、今年度は地区に向いての開催です。各課の事業については、一次審査後に理事者による第二次審査を経て、必要性・緊急性の高いものから優先的に年次計画を実施し、国・県の管理する施設は関係部署への要望となります。